

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉 この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉 ・「本文」に記載した用語について、説明しています。 (例：* 1、* 2…) ・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。 (例：A、B…) ※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表1★）をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注）入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた、不慮の事故（別表2★）以外の外因を直接の原因とする傷害については、疾病のみならず取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表1（P.368参照）、別表2（P.368参照）、別表3（P.369参照）、別表4（P.369参照）、別表5（P.369参照）、別表6（P.369参照）、別表7（P.369参照）、別表8（P.369参照）、別表9（P.370参照）、別表10（P.370参照）、別表12（P.371参照）

3 〈脚注〉 「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。 ※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

新こども保険普通保険約款目次

この保険の特色	67	12 告知義務と解除について	
1 保険契約の型について		第22条 告知義務	80
第1条 保険契約の型	67	第23条 告知義務違反による解除	80
2 保障の開始について		第24条 告知義務違反による解除ができないとき	80
第2条 責任開始の時	67	第25条 重大事由による解除	81
3 教育資金等の支払いについて		13 保険契約者に対する貸付について	
第3条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い	68	第26条 保険契約者に対する貸付	82
第4条 免責事由	71	14 契約内容の変更について	
4 教育資金等の支払請求手続について		第27条 保険料払込方法の変更	82
第5条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払請求手続	72	第28条 保険期間の修正	82
第6条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払時期	72	第29条 満期保険金額の減額	83
5 保険金等の支払方法の選択について		15 復旧について	
第7条 満期保険金または死亡給付金の支払方法の選択	73	第30条 保険契約の復旧	83
6 教育資金のすえ置き支払について		16 解約等について	
第8条 教育資金のすえ置き支払	73	第31条 保険契約の解約	84
7 保険料の払込免除について		第32条 返戻金	84
第9条 保険料の払込免除	73	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	84
第10条 保険料の払込免除の免責事由	74	第34条 保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人による保険契約の存続	84
8 保険料の払込免除の請求手続について		17 教育資金受取人および保険契約者について	
第11条 保険料の払込免除の請求手続	75	第35条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の受取人の変更	85
9 保険料の払込みにについて		第36条 会社への通知による保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人の変更	85
第12条 保険料の払込み	75	第37条 遺言による保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人の変更	86
第13条 保険料の払込方法（経路）	75	第38条 保険契約者の権利義務の承継	86
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	76	18 契約年齢の計算等について	
第15条 保険料の前納および予納	76	第39条 契約年齢の計算	86
第16条 保険料の振替貸付	77	第40条 契約年齢の誤りの処理	87
10 失効、失効取消および復活について		第41条 性別の誤りの処理	87
第17条 保険契約の失効	78	19 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第18条 保険契約の失効取消	78	第42条 社員配当金の割当ておよび支払い	87
第19条 保険契約の復活	79	20 その他	
11 取消しと無効について		第43条 保険契約者の業務の変更、転居および旅行	88
第20条 詐欺による取消し	79	第44条 保険契約者の住所の変更	88
第21条 不法取得目的による無効	79	第45条 時効	88
		第46条 管轄裁判所	89
		21 特則について	
		第47条 こども出生前加入特則	89
別表 1 死亡給付金額表	90		
別表 2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	90		
別表 3 対象となる不慮の事故	92		
別表 4 1. 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	93		
2. その他の通知書類	94		

新こども保険普通保険約款

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	教育資金等の準備
教育資金等の種類	(1) 教育資金 (2) 満期保険金 (3) 死亡給付金 (4) 育英年金（保険契約の型がⅠ型の場合に限ります。）
配当タイプ	毎年配当
備考	育英年金は、保険契約者が死亡したときまたは所定の高度障害状態になったとき以降、被保険者が生存している限り、満期まで毎年支払い、その年金額は、被保険者の年齢に応じて増額します。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、教育資金等*1の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
教育資金等		
教育資金	○	○
満期保険金	○	○
死亡給付金	○	○
育英年金	○	—

(注) ○：当該教育資金等*1が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者および保険契約者に関する告知（第22条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

第1条 補足説明

*1 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

3 教育資金等の支払いについて

第3条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、教育資金等*1の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して教育資金等*1をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。なお、教育資金等*1の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている教育資金等*1の種類に限ります。

	支払事由 (教育資金等を 支払う場合)	金 額						受取人	
教育資金	被保険者が、次の年齢に達した直後の2月1日に生存していたとき 満3歳10か月 満5歳10か月 満8歳10か月 満11歳10か月 満14歳10か月 満17歳10か月	満期保険金額に次の割合を乗じた金額							教育資金受取人
		18歳満期			22歳満期				
		1歳以下	2歳以上 3歳以下	4歳以上	1歳以下	2歳以上 3歳以下	4歳以上		
	満3歳10か月	10%	－%	－%	10%	－%	－%		
	満5歳10か月	20	20	－	20	20	－		
	満8歳10か月	20	20	20	20	20	20		
	満11歳10か月	30	30	30	30	30	30		
	満14歳10か月	50	50	50	50	50	50		
	満17歳10か月	－	－	－	100	100	100		
満期保険金	被保険者が、保険期間満了の時まで生存したとき	満期保険金額							保険契約者
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*2以後保険期間中に死亡したとき	死亡給付金額表（別表1★）に定める割合によって計算した金額							

第3条 補足説明

*1 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

*2 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、「高度障害状態（別表2★）による育英年金」については、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由 (教育資金等を支払う場合)	金 額	受取人													
育英年金	(1) 保険契約者が死亡したことによる育英年金（以下「死亡による育英年金」といいます。） ① 第1回年金 保険契約者が、責任開始の時*2以後保険期間中に死亡したとき ② 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、被保険者が、保険期間中の年金支払日*3に生存していたとき	満期保険金額に次の割合を乗じた金額 <table><tr><th>年金支払日における被保険者の年齢</th><th>満期</th><th>18歳満期</th><th>22歳満期</th></tr><tr><td>14歳以下</td><td>30%</td><td>30%</td></tr><tr><td>15歳以上17歳以下</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>18歳以上21歳以下</td><td>－</td><td>100</td></tr></table>	年金支払日における被保険者の年齢	満期	18歳満期	22歳満期	14歳以下	30%	30%	15歳以上17歳以下	50	50	18歳以上21歳以下	－	100	育英年金受取人
	年金支払日における被保険者の年齢	満期	18歳満期	22歳満期												
14歳以下	30%	30%														
15歳以上17歳以下	50	50														
18歳以上21歳以下	－	100														
(2) 保険契約者が高度障害状態（別表2★）になったことによる育英年金（以下「高度障害状態（別表2★）による育英年金」といいます。） ① 第1回年金 保険契約者が、責任開始の時*2以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表2★）になったとき ② 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、被保険者が、保険期間中の年金支払日*3に生存していたとき																

第3条 補足説明

*3 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

2. 教育資金、満期保険金、死亡給付金または育英年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 保険契約者または被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、保険契約者または被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 保険契約者と被保険者とが死亡して、かつ、その死亡の先後が明らかでないとき	保険契約者が被保険者よりも先に死亡したものととして取り扱います。

(2) 教育資金について

項 目	内 容
① 教育資金受取人	保険契約者とします。ただし、保険契約者は、次の者の中から1人を「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」としてあらかじめ指定することを必要とします。 ア. 被保険者 イ. 被保険者を扶養する父 ウ. 被保険者を扶養する母 エ. 被保険者を扶養するその他の親族

項 目	内 容
② 「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」が、次の者を故意に死亡させたとき ア. 保険契約の型（第1条）がⅠ型の場合 「高度障害状態（別表2★）による育英年金」を受取中の保険契約者 イ. 保険契約の型がⅡ型の場合 保険料の払込みが免除（第9条）されている場合の保険契約者	被保険者が「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」として指定されていたものとします。ただし、「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」が被保険者であった場合には、保険契約者の相続人が指定されていたものとします。

(3) 育英年金について

項 目	内 容
① 育英年金受取人	教育資金受取人と同一とします。
② 責任開始の時*2前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*2以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2★）になったときは、「高度障害状態（別表2★）による育英年金」の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 保険契約者が、責任開始の時*2前に生じた原因により高度障害状態（別表2★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、保険契約者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
④ 保険契約者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、「高度障害状態（別表2★）による育英年金」が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）による育英年金」の第1回年金の支払事由が生じたものとします。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
⑤ 育英年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じて、これによる育英年金は支払いません。

第3条 補足説明

* 4 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*2前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限り、ます。

* 5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活、復旧（第30条）または保険契約者の権利義務の承継^A（第38条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または保険契約者の権利義務の承継^Aの際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

A：保険契約者の権利義務の承継

保険契約者が死亡したことによって、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の3.の規定により承継される場合を除きます。

★別表1（P.90参照）、別表2（P.90参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金または育英年金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても死亡給付金等を支払わない場合）	
死亡給付金	被保険者が、保険契約者の故意によって死亡したとき
育英年金	保険契約者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 育英年金受取人の故意 (2) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (3) 保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱
	保険契約者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または自殺行為 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 育英年金受取人の故意	第3条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い）の2. ー(2)ー①に規定する「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」の故意とします。
(2) 「戦争その他の変乱」によって育英年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した保険契約者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、育英年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 次のいずれかに該当するとき ① 保険契約の型（第1条）がⅠ型の場合 保険契約者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって育英年金が支払われないとき ② 保険契約の型がⅡ型の場合 保険契約者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって保険料の払込みが免除されないとき	次のとおり取り扱います。 ア. 被保険者は、会社が指定する日までに保険契約者を新たに指定することを必要とします。この場合、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の規定に準じて取り扱います。 イ. ア. にかかわらず、第3条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い）の2. ー(2)ー①に規定する「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」が被保険者の場合で、その被保険者が故意に保険契約者を死亡させたときは、この保険契約は保険契約者が死亡した時に消滅します。この場合、会社は、保険契約者の相続人に責任準備金を支払います。
(4) (3)の場合で、被保険者が、会社の指定した日までに新たに保険契約者を指定しないとき	会社は、保険契約者が死亡した日にこの保険契約は消滅したものとして取り扱い、被保険者に責任準備金を支払います。

★別表2（P.90参照）

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

4 教育資金等の支払請求手続について

第5条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払請求手続

1. 死亡給付金または育英年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 教育資金等*1の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、満期保険金については、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日に保険契約者からその支払いの請求があったものとして取り扱います。ただし、保険期間満了日の翌日までに、死亡給付金の支払事由（第3条）が生じた旨の通知が会社に到達したとき、または保険契約者がすえ置き支払の選択（第7条）をしたときは、この取扱いをしません。
4. 本条の3.の取扱いをするときは、第6条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払時期）中、「必要書類（別表4）が会社に到着した日」とあるのを「保険期間満了日の翌日」と読み替えます。

★別表4（P.93参照）

第6条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で教育資金等*1を支払います。
2. 会社は、教育資金等*1を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から教育資金等*1請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*2を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、教育資金等*1を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 教育資金等*1の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金または育英年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金または育英年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第23条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第25条）、詐欺（第20条）または不法取得目的（第21条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第25条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から④までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは教育資金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金・育英年金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金・育英年金請求時までににおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、教育資金等*1を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*3を経過する日とします。

第5条 補足説明

*1 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

第6条 補足説明

*1 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

*2 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*3 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または教育資金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、教育資金等*1の受取人（教育資金等*1の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または教育資金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は教育資金等*1を支払いません。

★別表4（P.93参照）

5 保険金等の支払方法の選択について

第7条 満期保険金または死亡給付金の支払方法の選択

1. 満期保険金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、満期保険金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。
2. 本条の1. にかかわらず、満期保険金については、第5条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払請求手続）の3. の取扱いをする場合を除き、支払事由発生日以後、会社の取扱いの範囲内で、すえ置き支払の選択があったものとして取り扱います。

6 教育資金のすえ置き支払について

第8条 教育資金のすえ置き支払

1. 教育資金の支払事由（第3条）が生じた日以後、会社は、教育資金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた教育資金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) この保険契約が消滅するとき	教育資金受取人に支払います。
(2) 教育資金受取人から請求があったとき	

7 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

第6条 補足説明

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第7条 補足説明

* 1 満期保険金または死亡給付金

満期保険金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
育英年金の支払い等による 保険料の払込免除	(1) 保険契約の型（第1条）がⅠ型の場合 育英年金が支払われるとき (2) 保険契約の型がⅡ型の場合 育英年金の第1回年金の支払事由（第3条）と同等の事由が生じたとき。ただし、免責事由（第4条）と同等の事由に該当する場合を除きます。
身体障害の状態による 保険料の払込免除	保険契約者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表2★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表2★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.90参照）、別表3（P.92参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	保険契約者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した保険契約者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表2（P.90参照）

8 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または教育資金受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.93参照）

9 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、一時払または次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、教育資金等*2の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 教育資金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 満期保険金、死亡給付金または育英年金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

* 2 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が死亡したことによって、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の3.の規定により保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務が教育資金受取人に承継された場合には、その教育資金受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第16条 保険料の振替貸付

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合で、保険料が払い込まれずに猶予期間（第12条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額
(2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2.-(1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。
(2) 貸付金の利息	① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第12条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過するごとに元金に繰り入れます。 ② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③ 月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

第16条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の1.に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして計算し、本条または第26条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元金を差し引いた残額とします。

* 2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

* 3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第26条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元金を含んだ金額とします。

項 目	内 容
(4) 会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(5) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 教育資金の支払事由（第3条）が生じたとき ② 満期保険金額が減額（第29条）されたとき ③ この保険契約が消滅したとき
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者からこの保険契約の解約（第31条）の請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。

10 失効、失効取消および復活について

第17条 保険契約の失効

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合で、保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第18条 保険契約の失効取消

1. 第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料等*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に教育資金等*3の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2が払い込まれないときは、会社は、教育資金等*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、延滞保険料等*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に保険契約者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に教育資金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料等*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払います。

第18条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*4からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*4を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*4を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*4を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*4までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第16条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

* 3 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

* 4 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

項 目	内 容
(2) 延滞保険料払込期間* ¹ 中に満期保険金、死亡給付金または育英年金の支払事由（第3条）が生じたとき	満期保険金、死亡給付金または育英年金を支払うときは、延滞保険料等* ² を会社の支払うべき金額から差し引きます。
(3) 延滞保険料払込期間* ¹ 中に保険料の払込免除事由（第9条）が生じたとき	延滞保険料等* ² が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第19条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第17条（保険契約の失効）、第16条（保険料の振替貸付）の2. - (4) または第26条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第22条）および告知義務違反による解除（第23条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*²の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等*³を払い込むことを必要とします。また、第26条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2. の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約を復活した場合で、この保険契約の失効後復活までの期間に教育資金の支払事由（第3条）が生じていたときは、会社は、教育資金をその受取人に支払います。
5. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58 参照）。

11 取消しと無効について

第20条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込み、復活（第19条）の申込みまたは復旧（第30条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約*¹を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結、復活（第19条）または復旧（第30条）したときは、この保険契約は無効*¹とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 死亡給付金または育英年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に死亡給付金または育英年金を不法に取得させる目的

第19条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第16条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元金を含みます。

第20条 補足説明

* 1 この保険契約

この保険契約の復旧が行われたときは、復旧分とします。

第21条 補足説明

* 1 無効

この保険契約の復旧が行われたときは、復旧分の無効とします。

12 告知義務と解除について

第22条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結、復活（第19条）、復旧（第30条）または保険契約者の権利義務の承継*1（第38条）の際に、保険契約者に対して保険契約者および被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者は、死亡給付金もしくは育英年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第23条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結、復活（第19条）、復旧（第30条）または保険契約者の権利義務の承継*1（第38条）にあたって、保険契約者が、故意または重大な過失によって、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除（この保険契約の復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、教育資金等*2の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡給付金または育英年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡給付金または育英年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、死亡給付金もしくは育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または教育資金受取人が証明したときは、会社は、死亡給付金もしくは育英年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または教育資金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第24条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第23条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

第22条 補足説明

* 1 保険契約者の権利義務の承継

保険契約者が死亡したことによって、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の3. の規定により承継される場合を除きます。

第23条 補足説明

* 1 保険契約者の権利義務の承継

保険契約者が死亡したことによって、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の3. の規定により承継される場合を除きます。

* 2 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

- (1) この保険契約の締結、復活（第19条）もしくは復旧（第30条）の申込みまたは保険契約者の権利義務の承継*1（第38条）の申出に対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*2が、保険契約者が第22条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*2が、保険契約者に対し、第22条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*3からその日を含めて2年以内に死亡給付金もしくは育英年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*2の行為がなかったとしても、保険契約者が、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第25条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または教育資金受取人が死亡給付金*1を詐取する目的もしくは他人に死亡給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 死亡給付金*1の請求に関し、死亡給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または教育資金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または教育資金受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または教育資金受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、教育資金等*2の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、教育資金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その教育資金等*2の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

* 1 保険契約者の権利義務の承継

保険契約者が死亡したことによって、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の3. の規定により承継される場合を除きます。

* 2 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 3 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活、復旧または保険契約者の権利義務の承継*1の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または保険契約者の権利義務の承継*1の日とします。

第25条 補足説明

* 1 死亡給付金

この保険契約の死亡給付金もしくは育英年金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

- (1) 教育資金等*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに教育資金等*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしての保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第23条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

13 保険契約者に対する貸付について

第26条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 教育資金の支払事由（第3条）が生じたとき ② 満期保険金額が減額（第29条）されたとき ③ この保険契約が消滅したとき

14 契約内容の変更について

第27条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険期間の修正

1. 22歳満期の保険契約の場合には、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間の修正を申し出ることができます。
2. 会社が本条の1.の申出を承諾した場合には、その申出から1年経過時以後最初に到来する契約成立日の応当日（年単位）*1の前日に保険期間を変更し、修正後の保険期間の終期は、その日の満了の時とします。ただし、本条の1.の申出以後、修正後の保険期間の終期までに育英年金が支払われるときまたは保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険期間は修正されなかったものとします。
3. 保険期間が修正されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 返戻金額

第16条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第16条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

第28条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) 満期保険金額を変更します★。
- (2) 教育資金の支払事由（第3条）が生じる日前に修正後の保険期間が満了する場合で、被保険者が修正後の保険期間の満了日に生存しているときは、その保険期間の修正前の教育資金に相当する金額を保険期間の修正後の満期保険金とともに支払います。
- (3) 保険期間が修正された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 満期保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって満期保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の満期保険金額が会社の定める限度を下回る減額および育英年金を支払う場合の支払事由（第3条）発生後の減額は取り扱いません。
2. 満期保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第32条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第6条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払時期）の1.の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 死亡給付金額は同じ割合で減額されます。
- (4) 満期保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

15 復旧について

第30条 保険契約の復旧

1. 保険契約者は、満期保険金額の減額（第29条）後3年以内であれば、必要書類を提出してこの保険契約の復旧の申込みをすることができます。ただし、保険料の払込方法（回数）（第12条）が一時払の保険契約の満期保険金額を減額したときは、この保険契約の復旧の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復旧の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復旧の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを必要とします。
3. 会社は、この保険契約の復旧分について、会社の定める方法により計算した金額の払込みがあった時からこの保険契約上の責任を開始します。この場合、その払込みがあった日を復旧の日とします。
4. この保険契約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い）および第9条（保険料の払込免除）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、復旧分についてその復旧の日とします。
- (3) 満期保険金額の減額後この保険契約の復旧の時までの期間に教育資金の支払事由（第3条）が生じていた場合には、会社は、復旧分に対応する教育資金を支払います。
- (4) この保険契約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

16 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、育英年金を支払う場合の支払事由（第3条）発生後は、解約することはできません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、育英年金の第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡給付金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第23条）または重大事由（第25条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第29条）または解約（第31条）されたとき

第34条 保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、教育資金等*2の支払事由（第3条）が生じ、会社が教育資金等*2を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

第33条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

* 2 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

項 目	内 容
(1) 教育資金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を教育資金受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。
(2) 満期保険金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を満期保険金の受取人に支払います。
(3) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金の受取人に支払います。
(4) 育英年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を育英年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2回以後の年金の金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき育英年金を育英年金受取人に支払います。

17 教育資金受取人および保険契約者について

第35条 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の受取人の変更

教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

第36条 会社への通知による保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人の変更

- 第35条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の受取人の変更）にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」を変更することができます。ただし、「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」は次のいずれかの者に限ります。また、教育資金等*1の支払事由（第3条）が発生したときは、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。

- (1) 被保険者
- (2) 被保険者を扶養する父
- (3) 被保険者を扶養する母
- (4) 被保険者を扶養するその他の親族

- 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」に教育資金等*1を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から教育資金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第36条 補足説明

*1 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

第37条 遺言による保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人の変更

1. 第36条（会社への通知による保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」を変更することができます。ただし、「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」は次のいずれかの者に限ります。また、教育資金等*1の支払事由（第3条）が発生したときは、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。

- (1) 被保険者
- (2) 被保険者を扶養する父
- (3) 被保険者を扶養する母
- (4) 被保険者を扶養するその他の親族

2. 本条の1. の「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、会社が特別な理由があると認めた場合に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、そのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、保険契約者は、次のいずれかの者とし、会社の定める契約年齢（第39条）の範囲内の者に限ります。

- (1) 被保険者を扶養する父
- (2) 被保険者を扶養する母
- (3) 被保険者を扶養するその他の親族

2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務が第三者に承継されるときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者の契約年齢に変更があればこれを改めるとともに変更後の契約年齢に基づいて保険料を変更し、かつ、責任準備金に過不足があればこれを精算します。
- (2) 第3条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い）および第9条（保険料の払込免除）の責任開始の時は、保険契約者の権利義務の承継の時とします。
- (3) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、保険契約者の権利義務の承継の日とします。

3. 保険契約者が死亡した場合には、保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、その時に教育資金受取人に承継されます。ただし、第4条（免責事由）の2. 一(3)の規定に該当する場合を除きます。
4. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

18 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 保険契約者および被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 教育資金の支払時の被保険者の年齢の計算を除き、被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 補足説明

*1 教育資金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 教育資金
- (2) 満期保険金
- (3) 死亡給付金
- (4) 育英年金

第39条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 契約年齢の誤りの処理

保険契約者または被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

保険契約者または被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

19 社員配当金（保険契約者への配当）について**第42条 社員配当金の割当ておよび支払い**

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に契約成立日（第2条）からその日を含めて1年を超えて有効に継続している保険契約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれているときに、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。

支払方法	内 容
(1) 保険料と相殺する方法 （年払契約および半年払契約に限って取り扱います。）	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の保険料と次の金額を相殺します。 ア. 年払契約の場合 社員配当金の全額 イ. 半年払契約の場合 社員配当金の半額 （注） 1年（半年払保険料2回分）で社員配当金の全額と相殺します。 ② ①の規定にかかわらず、保険料の払込みが免除（第9条）されているときは、(3)の方法により取り扱います。
(2) 現金で支払う方法 （月払契約に限って取り扱います。）	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第6月日までの保険料が払い込まれているときに、第7月目の払込期月（第12条）に社員配当金の全額を保険契約者に支払います。 ② ①の規定にかかわらず、保険料の払込みが免除されているときは、(3)の方法により取り扱います。
(3) 利息をつけて積み立てる方法	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅するとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が消滅するときは、割り当てた社員配当金は、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 満期保険金または死亡給付金を支払うとき	満期保険金または死亡給付金とともに保険契約者に支払います。

項 目	内 容
(2) 保険契約が転換されたとき	責任準備金に加えて取り扱います。
(3) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日以後に、(1)または(2)以外の事由により保険契約が消滅するとき	返戻金(第32条)とともに保険契約者に支払います。ただし、社員配当金を割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれていることを必要とします。
(4) (1)から(3)以外の事由により保険契約が消滅するとき	社員配当準備金に繰り入れます。

3. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、社員配当金の支払方法を相互に変更することができます。
4. 契約成立日からその日を含めて1年以上有効に継続して、契約成立日の応当日(年単位)*1以後その日を含む事業年度の末日までの間に次の(1)または(2)の事由により消滅する保険契約に対して、本条の1.の規定によるほかに、保険契約の消滅日*2を含む保険年度の直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 保険期間が満了するとき、または死亡給付金を支払うとき	満期保険金または死亡給付金とともに保険契約者に支払います。
(2) 保険契約が転換されたとき	責任準備金に加えて取り扱います。

5. 会社は、本条の1. および4.の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
6. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第6条(教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払時期)の1.の規定を準用します。

20 その他

第43条 保険契約者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、保険契約者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1.に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター(フリーダイヤル:0120-714-532)となります。

第45条 時効

教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金(第3条)、保険料の払込免除(第9条)、返戻金(第32条)または社員配当金(第42条)を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない

第42条 補足説明

*1 契約成立日の応当日(年単位)

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

*2 保険契約の消滅日

保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日とします。

場合には消滅します。

第46条 管轄裁判所

1. この保険契約における死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における教育資金、満期保険金、育英年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

21 特則について

第47条 こども出生前加入特則

被保険者となるべき者がこの保険契約締結の際に胎児であるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 被保険者となるべき胎児が出生したときまたは流産、死産等により出生しなかったときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をそろえて、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- (2) 被保険者となるべき胎児は、出生時に被保険者となります。
- (3) 胎児が複数で出生したときは、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。
- (4) (3)の被保険者が出生した日からその日を含めて1年以内に死亡した場合で、同時に出生した者が生存しているときは、保険契約者は、被保険者が死亡した日からその日を含めて1か月以内に限り、同時に出生した者のうち戸籍上次順位の者を新たな被保険者とすることができます。この場合、もとの被保険者の死亡時にさかのぼってその変更が行われたものとし、会社は、その時から新たな被保険者についてこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この変更の取扱いはいりません。
 - ① 死亡給付金がすでに支払われているとき
 - ② 育英年金が支払われるときまたはすでに支払われているとき
 - ③ 保険料の払込みが免除されるときまたはすでに免除されているとき
 - ④ 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき
- (5) 契約成立日（第2条）における被保険者の契約年齢（第39条）は、第39条（契約年齢の計算）の規定にかかわらず0歳とします。
- (6) 被保険者の出生日が契約成立日からその日を含めて6か月を超えていたときは、会社は、第2条（責任開始の時）の規定にかかわらず、契約成立日を被保険者の出生日の半年前の応当日*1に改めます。この場合、保険契約者の契約年齢に変更があればこれを改めるとともに変更後の契約年齢にもとづいて保険料を変更し、かつ、すでに払い込まれた保険料に過不足があればこれを精算します。
- (7) 被保険者となるべき胎児が流産、死産等により出生しなかったときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。
- (8) 被保険者となるべき者の出生前に保険契約者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 「保険契約者が死亡した時以後の教育資金受取人」が被保険者の場合には、被保険者は、第38条（保険契約者の権利義務の承継）の3.の規定にかかわらず、出生した時に保険契約者の権利義務を取得します。
 - ② 保険契約の型（第1条）がⅠ型の場合には、第3条（教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払い）の規定にかかわらず、育英年金の第1回年金の支払日を被保険者が出生した日とします。
- (9) (1)の規定により出生の通知があったとき、および(4)の規定により被保険者を変更したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第46条 補足説明

*1 死亡給付金の受取人

死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第47条 補足説明

*1 被保険者の出生日の半年前の応当日

応当日がないときは、その月の翌月1日とします。

★別表4（P.93参照）

別表1 死亡給付金額表

次の算式によって計算される金額とします。

- (満期保険金額) × (下記(1)~(2)で求めた率)
- (1) 年払、半年払または月払の保険契約
(月払普通保険料率★) × 経過年月数
- (2) 一時払の保険契約
一時払保険料率 × 1.5

★「月払普通保険料率」⇒「金額例表等について(例表)」(P.170参照)

別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

育英年金支払の対象となる	高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
保険料払込免除の対象となる	身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 耳の障害(聴力障害)
 - 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。
- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
- 脊柱の障害
 - 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回

旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表 4

1. 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
(1) 教育資金の支払い	① 教育資金支払請求書 ② 被保険者の住民票または戸籍抄本 ③ 教育資金の受取人の戸籍抄本 ④ 教育資金の受取人の印鑑証明書 ⑤ 最終の保険料の払込みを証明する書類
(2) 満期保険金の支払い	① 満期保険金支払請求書 ② 被保険者の住民票または戸籍抄本 ③ 保険契約者の戸籍抄本 ④ 保険契約者の印鑑証明書 ⑤ 最終の保険料の払込みを証明する書類
(3) 死亡給付金の支払い	① 死亡給付金支払請求書 ② 医師の死亡診断書または検案書 ③ 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ④ 保険契約者の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑤ 保険契約者の印鑑証明書 ⑥ 最終の保険料の払込みを証明する書類
(4) 育英年金の支払い	第1回年金の場合 ① 育英年金支払請求書 ② 医師の死亡診断書または検案書（保険契約者が死亡した場合） ③ 会社所定の様式による医師の診断書（保険契約者が高度障害状態（別表2）になった場合） ④ 保険契約者および被保険者の住民票または戸籍謄本 ⑤ 育英年金の受取人の戸籍抄本 ⑥ 育英年金の受取人の印鑑証明書 ⑦ 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 ① 育英年金支払請求書 ② 被保険者の住民票または戸籍謄本 ③ 育英年金の受取人の戸籍抄本 ④ 育英年金の受取人の印鑑証明書
(5) 保険料の払込免除	① 保険料払込免除請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 ④ 保険契約者の住民票または戸籍抄本 ⑤ 最終の保険料の払込みを証明する書類
① 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ② 教育資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ③ (1)、(2)および(4)については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。 ④ (5)については、育英年金が支払われるときは、育英年金の請求書類で兼ねます。	

2. その他の通知書類

項 目	必要書類
(1) 出生通知	① 出生通知書 ② 被保険者の戸籍抄本
(2) 流産・死産等の通知	① 流産・死産等通知書 ② 会社所定の様式による医師または助産師の流産・死産等を証明する書類 ③ 最終の保険料の払込みを証明する書類
会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を確認することがあります。	

こども傷害特約（06）目次

この特約の特色	96	8 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	100
第1条 特約の責任開始の時	96	第14条 告知義務違反による解除	100
2 保険金等の支払いについて		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	101
第2条 保険金・給付金の支払い	96	第16条 重大事由による解除	101
第3条 免責事由	98	9 内容の変更について	
3 保険金等の支払請求手続について		第17条 災害保険金額の減額	102
第4条 保険金・給付金の支払請求手続	98	10 復旧について	
4 保険料の払込免除について		第18条 特約の復旧	103
第5条 特約の保険料の払込免除	98	11 解約等について	
5 保険期間および保険料払込期間について		第19条 特約の解約	103
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	99	第20条 特約の消滅	103
6 保険料の払込みについて		第21条 返戻金	103
第7条 特約の保険料の払込み	99	12 その他	
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	99	第22条 社員配当金の割当ておよび支払い	103
第9条 特約の保険料の振替貸付	99	第23条 管轄裁判所	103
7 失効、失効取消および復活について		第24条 普通保険約款の規定の準用	103
第10条 特約の失効	100	13 特則について	
第11条 特約の失効取消	100	第25条 育英年金付こども保険契約に付加する場合の特則	104
第12条 特約の復活	100		
別表 1 対象となる不慮の事故	105		
別表 2 給付割合表	106		
別表 3 身体の同一部位	108		
別表 4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	108		
別表 5 感染症	109		

こども傷害特約（06）

（実施 1994.4.2 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 災害保険金 (2) 障害給付金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の支払いについて

第2条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	保険契約者
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	(1) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金について

項 目	内 容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きします。

(2) 障害給付金について

項 目	内 容
① すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア. の給付割合からイ. の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア. すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ. すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
③ 障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。

第2条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

* 3 すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

項 目	内 容
④ 災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。

★別表1（P.105参照）、別表2（P.106参照）、別表3（P.108参照）、別表5（P.109参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険金等の支払請求手続について

第4条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.108参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2.の規定によってこの特約の保険料を一括して前納している場合で、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込みが免除される状態となったときは、普通保険約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2.の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の保険契約者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

行われたときは復旧分を解除。以下同じ。) することができます。

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

- (1) 保険契約者または被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第17条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の満期保険金額*1の減額により災害保険金額と減額後の主契約の満期保険金額*1との割合が、会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害保険金額を減額します。
3. 災害保険金額が減額されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

第16条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除を行います。

第17条 補足説明

* 1 主契約の満期保険金額

主契約に養老保険増額特約が付加されているときは、その特約保険金額を含みます。

10 復旧について

第18条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。ただし、主契約の育英年金が支払われる場合には、育英年金の支払事由に該当した時以後、解約することはできません。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき

第21条 返戻金

この特約が解約その他の事由により消滅したときに支払うべき返戻金はありません。

12 その他

第22条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第23条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 育英年金付こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を育英年金付こども保険に付加するときは、第17条（災害保険金額の減額）中、「満期保険金額」とあるのをすべて「満期祝金額」と読み替えます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注4） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注1） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注7(1)）	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注9） 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5）	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（注9(1)(2)） 16. 10足指を失ったもの（注10(1)） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注8(1)(2)）	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注3(3)） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注4(2)(4)） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注2） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（注9(1)(2)） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27. 1足の5足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（注9(1)(2)） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注5(1)(3)） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5(1)(2)） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注6） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注8(3)）	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（注9(1)(2)） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（注10(1)） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	1割

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

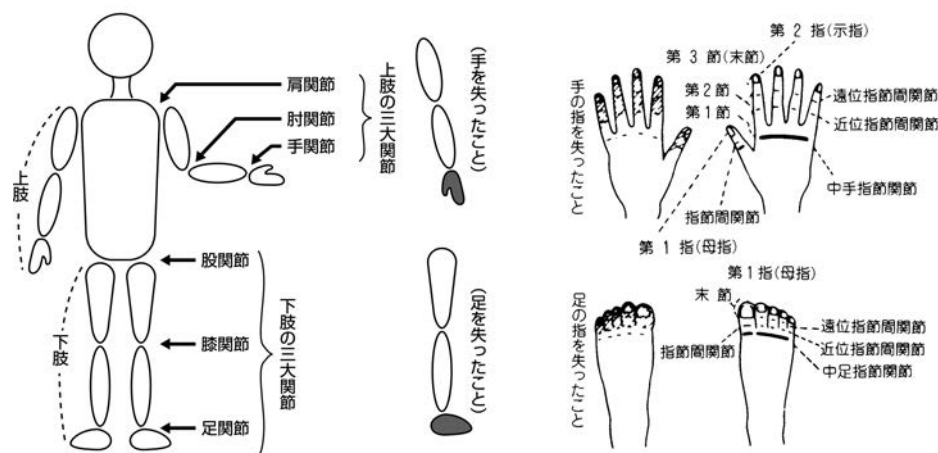
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 〔別表2〕の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡給付金の支払請求に必要な書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特

約

子ども傷害特約（06）

別

表

こども災害入院特約（06）目次

この特約の特色	111	8 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	116
第1条 特約の責任開始の時	111	第14条 告知義務違反による解除	116
2 給付金の支払いについて		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	116
第2条 災害入院給付金の支払い	111	第16条 重大事由による解除	117
第3条 免責事由	113	9 内容の変更について	
3 給付金の支払請求手続について		第17条 災害入院給付金日額の減額	117
第4条 災害入院給付金の支払請求手続	114	10 復旧について	
4 保険料の払込免除について		第18条 特約の復旧	118
第5条 特約の保険料の払込免除	114	11 解約等について	
5 保険期間および保険料払込期間について		第19条 特約の解約	118
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	114	第20条 特約の消滅	118
6 保険料の払込みについて		第21条 返戻金	118
第7条 特約の保険料の払込み	114	12 その他	
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	114	第22条 社員配当金の割当ておよび支払い	118
第9条 特約の保険料の振替貸付	115	第23条 管轄裁判所	118
7 失効、失効取消および復活について		第24条 普通保険約款の規定の準用	119
第10条 特約の失効	115	13 特則について	
第11条 特約の失効取消	115	第25条 こども災害入院特約（53）等からこの特約に変更する場合の特則	119
第12条 特約の復活	115	第26条 育英年金付こども保険契約に付加する場合の特則	119
別表 1 対象となる不慮の事故	120		
別表 2 災害入院給付金の支払請求に必要な書類	120		

こども災害入院特約（06）

（実施 1994.4.2 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による所定の入院に対する保障
給付金の種類	災害入院給付金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 災害入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (災害入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする入院 (2) (1)の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	同一の不慮の事故（別表1★）による1回の入院につき、 (災害入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	保険契約者

2. 災害入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*1 入院

医師Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りです。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(2) 被保険者が、同一の不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する５日以上入院を２回以上したとき	１回の入院とみなします。ただし、その原因となった不慮の事故（別表１★）の日からその日を含めて１８０日以内に開始した入院に限ります。
(3) 被保険者が、同一の不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が３０日以下のときは、１回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(4) 災害入院給付金の支払限度日数	① 同一の不慮の事故（別表１★）による１回の入院について１２０日とします。 ② 通算して７００日とします。
(5) 被保険者が、２以上の不慮の事故（別表１★）による傷害により入院したとき	「入院開始の直接の原因となった不慮の事故*４（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金を支払い、「主たる不慮の事故*４以外の不慮の事故*５（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に「主たる不慮の事故*４（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、次のとおり取り扱います。 ① 「異なる不慮の事故*５（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金を支払います。 ② ①の場合、「異なる不慮の事故*５（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金の支払金額は、本条の１．の支払金額に関する規定にかかわらず、「主たる不慮の事故*４（別表１★）」による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。

第２条 補足説明

* ４ 入院開始の直接の原因となった不慮の事故

本条の２．－(5)において「主たる不慮の事故」といいます。

* ５ 主たる不慮の事故以外の不慮の事故

本条の２．－(5)において「異なる不慮の事故」といいます。

項 目	内 容
(6) 主契約に手術給付金付こども疾病入院特約（06）が付加されている場合で、手術給付金付こども疾病入院特約（06）により疾病入院給付金が支払われる入院中に、不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始したとき	災害入院給付金の支払金額は、本条の1. の支払金額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。 ① 手術給付金付こども疾病入院特約（06）に規定する疾病*6の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始したとき 不慮の事故（別表1★）により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額 ② 疾病*6の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始したとき 疾病*6の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
(7) 災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金日額が減額（第17条）されたとき	災害入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する災害入院給付金の支払金額は、減額後の災害入院給付金日額に基づいて計算します。
(8) 災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する災害入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

★別表1（P.120参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても災害入院給付金を支払わない場合）
支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

第2条 補足説明

* 6 手術給付金付こども疾病入院特約（06）に規定する疾病

本条の2. -(6)において「疾病」といいます。

第3条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 災害入院給付金の支払請求手続

1. 災害入院給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.120参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2.の規定によってこの特約の保険料を一括して前納している場合で、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込みが免除される状態となったときは、普通保険約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2.の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による災害入院給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による災害入院給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の保険契約者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に災害入院給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	災害入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に災害入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定に

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

より会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、災害入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第17条 災害入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害入院給付金日額を減額*1することができます。ただし、会社は、減額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の満期保険金額*1の減額により減額後の主契約の満期保険金額*1に対する災害入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
3. 災害入院給付金日額が減額されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第16条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

*1 主契約の満期保険金額

主契約に養老保険増額特約が付加されているときは、その特約保険金額を含みます。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

10 復旧について

第18条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。ただし、主契約の育英年金が支払われる場合には、育英年金の支払事由に該当した時以後、解約することはできません。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) この特約による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

第21条 返戻金

この特約が解約その他の事由により消滅したときに支払うべき返戻金はありません。

12 その他

第22条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第23条 管轄裁判所

この特約における災害入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 こども災害入院特約（53）等からこの特約に変更する場合の特則

1. 会社が保険契約者の請求によるこども災害入院特約（53）等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

- | |
|---------------------------|
| (1) 被保険者に関する告知を受けた時 |
| (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時 |

2. 変更前特約*1により支払われた災害入院給付金の支払日数は、この特約の災害入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
3. この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1. の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

- | |
|--|
| (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合 |
| (2) この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による災害入院給付金が支払われない場合 |

4. 変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態を引き継がれるものとし、

第26条 育英年金付こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を育英年金付こども保険契約に付加するときは、第17条（災害入院給付金日額の減額）中、「満期保険金額」とあるのをすべて「満期祝金額」と読み替えます。

第25条 補足説明

*1 こども災害入院特約（53）等

次の(1)から(4)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

- (1) こども災害入院特約（53）
- (2) こども災害入院特約（56）
- (3) こども災害入院特約（62）
- (4) こども災害入院特約（05）

*2 この特約の責任開始の時

本条の1. の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 災害入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
災害入院給付金の支払い	(1) 災害入院給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

手術給付金付こども疾病入院特約（06）目次

この特約の特色	122	9 内容の変更について	130
1 保障の開始について		第17条 疾病入院給付金日額の減額	130
第1条 特約の責任開始の時	122	10 復旧について	131
2 給付金の支払いについて		第18条 特約の復旧	131
第2条 給付金の支払い	122	11 解約等について	131
第3条 免責事由	126	第19条 特約の解約	131
3 給付金の支払請求手続について		第20条 特約の消滅	131
第4条 給付金の支払請求手続	127	第21条 返戻金	131
4 保険料の払込免除について		12 その他	
第5条 特約の保険料の払込免除	127	第22条 社員配当金の割当ておよび支払い	131
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	131
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	127	第24条 管轄裁判所	132
6 保険料の払込みについて		第25条 普通保険約款の規定の準用	132
第7条 特約の保険料の払込み	127	13 特則について	
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	127	第26条 こども災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則	132
第9条 特約の保険料の振替貸付	128	第27条 手術給付金付こども疾病入院特約（53）等からこの特約に変更する場合の特則	132
7 失効、失効取消および復活について			
第10条 特約の失効	128		
第11条 特約の失効取消	128		
第12条 特約の復活	128		
8 告知義務と解除について			
第13条 告知義務	129		
第14条 告知義務違反による解除	129		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	129		
第16条 重大事由による解除	130		
別表 1 手術給付倍率表	133		
別表 2 給付金の支払請求に必要な書類	135		

手術給付金付こども疾病入院特約（06）

（実施 1994.4.2 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気による所定の入院や、病気・けがによる所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 疾病入院給付金 (2) 手術給付金
配当タイプ	毎年配当
備考	この特約は、こども災害入院特約（06）が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ① 疾病*3 ② こども災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。） ③ こども災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 (2) (1)の疾病*3または傷害の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*4への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、 （疾病入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日 からその日を含めての4日）	保険契約者
手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術 ① 疾病*3 ② こども災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害 ③ こども災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 (2) (1)の疾病*3または傷害の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所*4における手術 (4) 別表1★に定める手術	手術1回につき、 （疾病入院給付金日額） × 手術の種類に応じた給付倍率 （10・20・40倍）（別表1★）	

第2条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

特

約

手術給付金付こども疾病入院特約（06）

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 疾病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「疾病*3」、「こども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故による傷害」または「こども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. こども災害入院特約（06）」による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第20条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一のこども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故による傷害」または「同一のこども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

診療所^A

- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第18条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
④ 被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一のこども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故による傷害」または「同一のこども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 疾病入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について120日とします。 イ. 通算して700日とします。
⑥ 被保険者が、異なる疾病*3を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる疾病*3を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった疾病*3により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる疾病*3を併発したとき	
⑨ 疾病入院給付金の支払事由が生じた場合で、こども災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われるとき	こども災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院の部分に対しては疾病入院給付金は支払いません。
⑩ こども災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病*3の治療を開始した場合で、こども災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了したとき	疾病入院給付金の支払金額は、本条の1.の支払金額に関する規定にかかわらず、こども災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に疾病入院給付金日額を乗じた金額とします。
⑪ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金日額が減額（第17条）されたとき	疾病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する疾病入院給付金の支払金額は、減額後の疾病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する疾病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

第2条 補足説明

* 8 この特約の保険期間満了

こども災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

(2) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた「疾病* ³ 」、「こども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故による傷害」または「こども災害入院特約（06）」に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁵ からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際* ⁶ に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表1★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

★別表1（P.133参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
疾病入院給付金・手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの* ¹ （原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、疾病入院給付金または手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.135参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2.の規定によってこの特約の保険料を一括して前納している場合で、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込みが免除される状態となったときは、普通保険約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2.の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の保険契約者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定に

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

より会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

第16条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

9 内容の変更について

第17条 疾病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって疾病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約に付加されたこども災害入院特約（06）の災害入院給付金日額が減額されたことにより減額後の災害入院給付金日額に対する疾病入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで疾病入院給付金日額を減額します。
3. 疾病入院給付金日額が減額されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

10 復旧について

第18条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。ただし、主契約の育英年金が支払われる場合には、育英年金の支払事由に該当した時以後、解約することはできません。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.58参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) こども災害入院特約（06）が(1)または(2)以外の事由により消滅したとき
- (4) この特約による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

第21条 返戻金

この特約が解約その他の事由により消滅したときに支払うべき返戻金はありません。

12 その他

第22条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第23条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更

日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第19条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. - (1)の方法を指定されたものとみなします。

第24条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第26条 こども災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約をこども災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「こども災害入院特約（06）」とあるのをすべて「こども災害入院特約（62）」と、この特約をこども災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「こども災害入院特約（06）」とあるのをすべて「こども災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第27条 手術給付金付こども疾病入院特約（53）等からこの特約に変更する場合の特則

1. 会社が保険契約者の請求による手術給付金付こども疾病入院特約（53）等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

- (1) 被保険者に関する告知を受けた時
- (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

2. 変更前特約*1により支払われた疾病入院給付金の支払日数は、この特約の疾病入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
3. この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1. の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

- (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
- (2) この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による疾病入院給付金または手術給付金が支払われない場合

4. 変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第23条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第27条 補足説明

* 1 手術給付金付こども疾病入院特約（53）等

次の(1)から(4)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

- (1) 手術給付金付こども疾病入院特約（53）
- (2) 手術給付金付こども疾病入院特約（56）
- (3) 手術給付金付こども疾病入院特約（62）
- (4) 手術給付金付こども疾病入院特約（05）

* 2 この特約の責任開始の時

本条の1. の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

別表1 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置
(2) 神経ブロック
(3) 人間ドックなどの検査
(4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
(5) 美容整形上の手術
(6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

特

約

手術給付金付（こ）も疾病入院特約（06）

別

表

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿嚢閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表2 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 疾病入院給付金の支払い	(1) 疾病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

手術給付金付（こ）も疾病入院特約（06）

別

表

保険契約者代理特約目次

第1条	特約の付加……………	137	第10条	生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則……………	140
第2条	保険契約者代理人による手続き……………	137	第11条	新こども保険契約に付加する場合の特則……………	140
第3条	保険契約者代理人の変更および指定の取消 し……………	138	第12条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	140
第4条	告知義務違反による解除に関する取扱い……………	139	第13条	この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則……………	140
第5条	重大事由による解除……………	139			
第6条	告知義務違反または重大事由による解除の 通知……………	139			
第7条	この特約の消滅……………	139			
第8条	普通保険約款の規定の準用……………	139			
第9条	連生終身保険契約に付加する場合の特則……………	140			
別表	保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類……………	141			

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2 / 改正 2025.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- | |
|--|
| (1) 傷害または疾病により、本条の2. に定める手続きを行う意思表示ができないこと |
| (2) その他(1)に準じた状態であること |

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- | |
|---|
| ① 保険金等*1の受取人の変更手続き |
| ② 保険契約者の変更手続き |
| ③ 告知を要する手続き |
| ④ 保険契約者代理人の変更手続き |
| ⑤ 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き |

- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

*1 主契約の保険期間開始の日の(1)から(3)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約

第2条 補足説明

*1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 保険料の払込免除

*2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
- 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。
9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.141 参照)

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第7条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき
- (4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社へ通知することを必要とします。

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第6条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。
2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第10条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第11条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第13条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項 目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

保険契約者代理特約

別

表

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加…………… 143	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用…………… 145
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用…………… 145
第2条 特約の対象となる保険金等…………… 143	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…………… 145
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き…………… 143	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則…………… 146
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則…………… 146
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 144	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…………… 146
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則…………… 146
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 144	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則…………… 147
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 145	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅…………… 145	
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類…………… 148	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

特
約

指定代理請求特約
(2016)

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.148参照)

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.148参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明*** 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付**

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

第1回保険料クレジットカード払込特約

(実施 2010.10.4 / 改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）で払い込む場合に、主契約に付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 指定クレジットカードが会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であること（以下「指定クレジットカードの有効性」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*2と同一人であること

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、指定クレジットカードによる払込みを取り扱います。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性を確認した時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとしします。

第3条 第1回保険料等の払込みがなかったものとする場合

第2条（第1回保険料等の払込み）にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料等の払込みはなかったものとしします。

- (1) 会社が指定クレジットカードの発行会社から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカードの発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき

第4条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第5条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第4条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

*2 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

特約

第1回保険料クレジットカード払込特約

第1回保険料電子決済扱特約

(実施 2019.10.2)

第1条 特約の付加

この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を会社の指定する電子決済で払い込む場合に、主契約に付加します。

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、会社の指定する電子決済による払込みを取り扱います。この場合、会社が実際に第1回保険料等を受け取る前の所定の時を第1回保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

第3条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第4条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第3条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

- 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

2. 本条の1.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

保険料口座振替特約

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明***1 第1回保険料**

第1回保険料相当額を含みます。

***2 責任開始の日**

次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 補足説明

* 1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

* 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

 1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

 1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

団体特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

- (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
- (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約*1の保険料率については団体保険料率Bとします。

2. 団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

団体特約

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第3条 補足説明

* 1 月払契約

普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第8条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第8条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を經由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*1は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
 2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条 補足説明

- *1 第1回保険料
第1回保険料相当額を含みます。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。

4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(4)を次のとおり読み替えます。
 - (4) 第2保険期間が開始するとき

第18条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条 補足説明

*** 1 無配当総合医療保険契約等**
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

集 団 特 約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. - (2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. - (1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第13条 第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から集団代表者を經由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

(2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

第13条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払い込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払い込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第15条 家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
第2条（契約成立日）
 1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
第4条（保険料の払込み）
 1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。
第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。
- (4) 第13条（第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

- * 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。
- (1) 無配当総合医療保険契約
 - (2) 無配当新総合医療保険契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
 - (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

- * 1 責任開始の時
次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。
- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
 - (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- * 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由
次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
 - (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

第17条 責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

責任開始に関する特約

(実施 2013.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始の時

- 主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

- 第1回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。また、利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第1回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。
- 本条の1.の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。
- 第1回保険料の払込みについては、本条の2.に定める払込期間の翌月1日から末日までの猶予期間があります。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金等*1を支払うとき	第1回保険料*2を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第1回保険料*2に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料*2を払い込むことを必要とします。第1回保険料*2の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、第1回保険料*2をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。第1回保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第5条 第1回保険料の払込みがない場合の取扱い

- 第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約*1は無効とします。ただし、第4条の(1)に該当する場合は無効としません。
- 本条の1.の規定によって主契約およびこれに付加された特約*1を無効とした場

第4条 補足説明

*1 保険金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる保険金・給付金・見舞金・年金をいい、その名称の如何を問いません。

*2 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払込保険料があるときは第2回以後の払込保険料を含みます。

第5条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1には返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約*1の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約*1を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約*1のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時」に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）の2. 中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、第2条（責任開始の時）中、「被保険者」とあるのを「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第13条 利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を利率変動型積立保険契約に付加するときは、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の保険契約の保険料の変更はできません。

第7条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

*1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第11条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (4) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

(実施 2021.4.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下、この特約において「電子計算機」といいます。）上に設けられた画面表示により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。なお、この特約における電子計算機上に設けられた画面表示とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

(1) 会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第2条 保険契約の申込みに関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者等と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、保険契約者等に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された事項を入力し、会社へ送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）より、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、通知できるものとします。ただし、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

特約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

第3条 告知に関する事項

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社へ送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示します。

第4条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

金 額 例 表 等 に つ い て

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

新こども保険

例表 月払普通保険料率

新こども保険

例表

月払普通保険料率

保険の型	男		性	
	契約年齢		18歳満期	22歳満期
	被保険者	契約者		
Ⅰ型	0歳	20歳	0.012894	0.015761
		30	0.013010	0.016089
		40	0.013503	0.017188
	3	20	0.014658	0.017475
		30	0.014734	0.017711
		40	0.015120	0.018612
	6	20	0.016550	0.019280
		30	0.016595	0.019440
		40	0.016886	0.020165
Ⅱ型	0	20	0.012196	0.014470
		30	0.012223	0.014525
		40	0.012343	0.014728
	3	20	0.013966	0.016204
		30	0.013984	0.016245
		40	0.014085	0.016420
	6	20	0.015849	0.018007
		30	0.015861	0.018035
		40	0.015941	0.018180

保険の型	女		性	
	契約年齢		18歳満期	22歳満期
	被保険者	契約者		
Ⅰ型	0歳	20歳	0.012753	0.015524
		30	0.012892	0.015835
		40	0.013225	0.016526
	3	20	0.014527	0.017247
		30	0.014637	0.017502
		40	0.014906	0.018097
	6	20	0.016433	0.019059
		30	0.016516	0.019267
		40	0.016724	0.019762
Ⅱ型	0	20	0.012160	0.014420
		30	0.012194	0.014477
		40	0.012275	0.014609
	3	20	0.013929	0.016153
		30	0.013958	0.016203
		40	0.014029	0.016321
	6	20	0.015815	0.017957
		30	0.015838	0.017999
		40	0.015896	0.018099

(注) 上表に記載のない契約年齢によっては、本表例示の月払普通保険料率と相当の差異を生じます。